

# 駐屯地納涼祭における売店の公募実施について

## 1 概要

令和6年7月24日に実施する駐屯地納涼祭における食品等の販売を実施する業者を公募するものである。

## 2 公募期間及び方法

### (1) 公募期間

令和6年3月29日(金)から令和6年4月14日(日)

### (2) 公募内容

別添「公募」「仕様書」参照

### (3) 公募要領

久里浜駐屯地ホームページ(インターネット)

### (4) 公募結果後の処置

売店業者の土地使用に関し、管理課営繕班より南関東防衛局に東部方面総監部を通じて約2ヶ月前までに申請

## 3 業者の選定要領

### (1) 選定基準

ア 駐屯地内で販売する品目として相応しいか(申請時に提出させる販売予定商品により判断)

イ 暴力団等との関係の有無(業者決定後、過去の差分(新規業者)について保全隊による調査を実施、不適格業者発覚時は排除)

### (2) 選定業者数

18社~20社(基準)

### (3) 業者決定日時

令和6年4月17日(水)

## 4 今後の予定

(1) 決定業者に「国有財産使用許可申請」を4月25日(木)までに提出させ、管理課営繕班より東方総監部経由で南関東防衛局へ申請

(2) 5月中旬までに、横須賀市保健所へ「食品販売届」を、横須賀市南消防署へ「露店の開設届」を提出

(3) 別紙「公募実施業務予定表」

# 公募実施業務予定表

3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
<p>～13 公募実施要領等作成</p> <p>14～15 指導受け期間</p> <p>29～14 公募期間</p>	<p>15～17 業者決定日</p> <p>18～25 決定業者の 資料送付期間 (国有財産使用許可申請書及び関連書類)</p> <p>26 管理課管繕提出</p> <p>24 納涼祭</p>	<p>災害等状況による公募中止の連絡</p> <p>14～17 保健所への書類提出</p> <p>13 決定業者資料提出 (出品リスト)</p> <p>3 管理課管繕班から 方面へ資料提出</p> <p>24 南関東防衛局 資料必着(1か月前)</p>	<p>25～28 消防署への書類提出</p>	<p>24 納涼祭</p>
		<p>提出資料の確認・再提出</p> <p>管繕班書類確認等・南関東防衛局提出</p>		

# 仕 様 書

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部

## 仕 様 書

- 1 業務件名  
陸上自衛隊久里浜駐屯地納涼祭における、売店の設置及び営業
- 2 業務内容  
売店の設置及び営業
- 3 相手方の決定  
本業務を行う者については、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部長（以下、「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
  - (1) 本業務を行う者は、売店の設置場所に係わる国有財産の使用許可を得なければならない。
  - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
  - (3) 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したときは、使用許可を取り消すことがある。
  - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。
- 5 丙の資格
  - (1) 食品販売及び物品販売を営む者で、法令等に規定する必要な許可証を有する者
  - (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託あるいは譲渡することなく、全て自社で実施できる者
  - (3) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できる者
- 6 国有財産使用料  
丙は、乙に売店の設置に係る面積（ごみ箱又はごみ袋の設置用地分含む。）に応じ、国が定めた国有財産使用料を支払うこと。  
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額納付すること。
- 7 使用許可場所・期間等
  - (1) 場 所  
久里浜駐屯地内指定区域（1店舗20m<sup>2</sup>基準）（細部区域の割り当ては、甲が決定する。）
  - (2) 期 間  
令和6年7月24日（水）  
※諸事情により、中止となる場合がある。荒天の場合は中止とする。
  - (3) 丙は、当日20時00分までの営業とし、20時45分までに撤収及び、甲が行う現状復帰の点検受けを完了し出門すること。20時を超えて営業を行う場合、係員により営業を終了させる場合がある。なお、業務の開始及び終了の時期については、天候等の状況により変更することがある。
- 8 費用負担  
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。また、購入者が購入した商品の包装等を廃棄する際に生じる塵埃の処分費用を負担するものとする。
- 9 管理責任
  - (1) 丙は、自らの責任及び資材等（照明器具を含む。）により売店を設置・管理し、また、食中毒及び購入者に対する危害予防について全責任を有し各種の対策を講ずる。

- (2) 丙は、食品を販売する場合、食品衛生法第52条及び横須賀市条例に基づき、横須賀市保健所への届出により販売が許可されたものを販売するものとする。(販売の可否については、別に示す「販売リスト(トッピング内容等、細部についても記載したもの)」を実施日の2ヶ月前までに甲に対し送付し、甲の保健所への届出により決定。)  
また、当日、食品の全販売品目について、調理前及び調理後の各50g分をビニール袋等に入れ、甲に提出するものとする。
- (3) 丙は、横須賀市火災予防条例に基づく対象火気器具等を使用する場合は、業務用消火器を設置して火災予防に万全を期すものとする。
- (4) 丙は、強風被害を防止するため、テント等を設置する際にはウェイト等を用いるものとする。
- (5) 丙は、購入者が購入した商品の包装、残飯等のごみの廃棄のため、営業許可場所内にごみ箱(2個基準)を設置するものとし、ごみの回収・処分について甲の統制に従うものとする。また、販売せずに生じたごみ等については廃棄せず持ち帰るものとする。
- (6) 丙は、現状復帰の状況に不備がある場合、甲の示す日時までに再度修復を行って点検を受けるものとする。
- (7) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

#### 10 情報保全の厳守

丙は、甲、乙及び担当職員(総務部長の指定する者(以下、「甲等」という。))の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内で見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用してはならない。

#### 11 応募に当たっての注意

応募者は、以下に同意のうえで応募するものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者は、販売業者としない。
- (2) 提出資料の作成、審査への協力に関する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出資料は、原則として返却しない。

#### 12 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度甲が示すほか、甲及び丙の間で協議し決定する。

## 公 募

令和6年3月28日

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校  
総務部長

陸上自衛隊久里浜駐屯地で実施される駐屯地納涼祭において、売店を設置営業し、隊員、隊員家族及び来訪者等に対する食品及び物品の販売を実施するため、下記に記載する諸条件に従い募集する。

## 記

## 1 応募業者

- (1) 食品販売業者
- (2) 物品販売業者

## 2 施設設置場所の所在地及び名称

横須賀市久比里2丁目1-1

陸上自衛隊久里浜駐屯地内指定売店地域（1店舗20㎡基準）

## 3 設置条項

## (1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

## (2) 設置業種

ア 食品・飲料（酒類含む。）

イ 物品

## (3) 使用許可期間

仕様書のとおり。

## (4) その他

仕様書のとおり。

## 4 応募手続き

## (1) 期間等

ア 令和6年3月29日（金）～令和6年4月14日（日）

（但し、土・日曜日を除く。）

## イ 時間

各日9時～16時（最終日は12時まで。各日12時～13時を除く。）

## (2) 申請書の提出

応募する業者は、別紙「申請書」、付紙「販売商品・価格表」を郵送又は直接持ち込みにより提出する。

## (3) 提出先

〒239-0828

神奈川県横須賀市久比里2-1-1

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務課（担当：加藤）

電話番号 046-841-3300 内線（252）

## (4) 提出期限

令和6年4月14日（日）正午必着

## 5 販売業者の決定

## (1) 決定日時

令和6年4月17日（水）

## (2) 通知要領

電話またはメールにて通知する。

## (3) 決定後の提出書類等

## ア 提出書類

国有財産使用許可申請書及び関連書類（別途配布\*）

※決定後、久里浜駐屯地ホームページからダウンロード可能

## イ 提出先

応募手続きの申請書提出先に同じ。

## ウ 提出期限（販売業者に決定した業者のみ）

令和6年4月25日（木）必着

## 6 問い合わせ先

応募手続きの申請書提出先に同じ。

## 7 その他

(1) この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部総務課の指示によるものとする。

(2) 天候の悪化、その他諸事情により、突然の中止となる場合があることを了承の上、応募されたい。

## 申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
システム通信・サイバー学校総務部長 殿

神奈川県横須賀市久比里に所在する陸上自衛隊久里浜駐屯地において、令和6年7月24日に売店を設置・営業することを希望するので申請します。

## 記

会社名	社印
所在地	〒
代表者氏名	
電話番号	
FAX番号	

社印は代表者等の印でも可

下記については、確認事項等があればご連絡させていただきます。

担当者氏名	
担当者住所	〒
電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	(可能であればPDFファイルを受信できるアドレスを記入)
過去の自衛隊等施設での販売実績 (駐屯地・基地名等を記載)	
使用予定面積 (20m <sup>2</sup> 基準)	幅 m × 奥行き m = m <sup>2</sup> (例: 6m × 3.5m = 21.0m <sup>2</sup> )
備考 (連絡事項等あればご記入下さい。)	(移動販売車の場合は、その旨この欄にご記入下さい。)



## 申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊  
システム通信・サイバー学校総務部長 殿

神奈川県横須賀市久比里に所在する陸上自衛隊久里浜駐屯地において、令和6年7月24日に売店を設置・営業することを希望するので申請します。

記

必ず押印お願いいたします

会社名	〇〇〇株式会社 <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">社印</span>
所在地	〒000-0000 神奈川県横須賀市1-1-1
代表者氏名	×× ××
電話番号	012-345-6789
FAX番号	987-654-3210

社印は代表者等の印でも可

下記については、確認事項等があればご連絡させていただきます。

担当者氏名	×× ××
担当者住所	〒000-0000 神奈川県横須賀市1-1-1
電話番号	012-345-6789
携帯電話番号	987-654-3210
メールアドレス	(可能であればPDFファイルを受信できるアドレスを記入) abcdefghijklmnopqr.st アルファベット、数字、記号がはっきりわかるように
過去の自衛隊等施設での販売実績 (駐屯地・基地名等を記載)	記載をお願いいたします。 例) 〇と〇(オーとゼロ) 1と1(イチとエル) 久里浜駐屯地・横須賀基地
使用予定面積 (20m <sup>2</sup> 基準)	幅 4m × 奥行き 5m = 20m <sup>2</sup> (例: 6m×3.5m=21.0m <sup>2</sup> )
備考 (連絡事項等あればご記入下さい。)	(移動販売車の場合は、その旨この欄にご記入下さい。)

## 販売商品・価格表

連番	品 名	規格等 (調理法等)	販売価格	備 考

※食品を販売する場合は、「保健所からの徹底」(横須賀市保健所作成)をよく読んでご記入下さい。(久里浜駐屯地ホームページに掲載)

※品目数が多い場合、保健所指導により制限される場合があります。

※本紙の他に商品を説明する資料(パンフレットやメニュー表等)があれば併せて添付

## 販売商品・価格表

連番	品 名	規格等（調理法等）	販売価格	備 考
1	焼きそば	冷凍していた野菜と麺をいためる	400円	

※食品を販売する場合は、「保健所からの徹底」（横須賀市保健所作成）をよく読んでご記入下さい。（久里浜駐屯地ホームページに掲載）

※品目数が多い場合、保健所指導により制限される場合があります。

※本紙の他に商品を説明する資料（パンフレットやメニュー表等）があれば併せて添付

経 由	通学第 号
	令和 年 月 日
	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校長

使用許可申請書

令和 年 月 日

防衛省所管国有財産部局長

南 関 東 防 衛 局 長 殿

(東部方面総監経由)

(陸上自衛隊システム通信・サイバー学校長経由)

申請者 住 所 〒 -

氏 名 (代表者)

印

国有財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産の口座名及び所在地

(1) 口座名 陸上自衛隊久里浜駐屯地

(2) 所 在 神奈川県横須賀市久比里2丁目1番1号

2 使用しようとする財産の区分、種目、構造及び数量

(1) 区分及び種目 土地 (敷地)

(2) 構造及び数量 m<sup>2</sup>

3 使用しようとする理由

駐屯地桜まつりにおける来隊者へのサービス提供のための臨時売店として使用

4 用途及び利用計画

駐屯地の年度計画行事に基づく臨時売店の開設

5 使用しようとする期間

令和6年7月24 (水)

6 その他参考となるべき事項

使用料については、指示のとおり。

添付図面

1 案内図

2 位置図

3 求積図

(決定業者様へ)

注：応募のための資料ではありません。4/17（水）以降に決定業者としてご連絡のあった企業のみ提出して下さい。

この度は、久里浜駐屯地納涼祭の公募売店にご応募戴きありがとうございました。引き続きご提出戴く書類がございますので、期限までに必ずご提出をお願い致します。

## 1 国有財産管理に関する書類

南関東防衛局（防衛省における国有財産管理所管）に対して国有財産の使用許可を申請する書類等を作成し、期限までに提出をお願い致します。

①国有財産使用許可申請書（国有財産使用許可の申請について）

（押印欄は社印。無い場合は代表者の方の印で可）

②求積図

③誓約書

（押印欄は社印。無い場合は代表者の方の印で可）

※社印等について、コピーされたものは受理できかねます。必ず押印をお願いいたします。

④役員名簿

⑤駐屯地立入者名簿（今回の提出の他に、追加・修正等があればその都度提出）

以上の5点になります。

### 【注意点】

- ・①及び②は記載要領がありますので、よくご確認下さい。
- ・記入場所に修正がある場合は、修正テープ・修正液等で処置をせずに、あらたな紙にご記入下さい。（訂正印の処置もお避け下さい。）
- ・②求積図について、発電機やコード等をテントの外に置く際は、発電機の大きさ、ケーブルの長さや直径をご記入ください。
- ・②求積図について、線と文字が重なっていたり、面積の計算間違い等ございますと、再度ご提出いただく場合がございます。
- ・印漏れ（①、③の書類）が無いかを提出前にご確認お願いいたします。

### 提出期限

令和6年4月25日（木）12時必着

※この期限に遅れますと、手続き上間に合わないため、決定業者を取り下げて戴きますので、ご了承願います。また、準備の関係上速やかな送付をお願いいたします。

## 2 食品等販売に関する書類（食品等を販売する店舗のみ）

食品等を販売される場合は、具体的な調理方法や食材の種類をご記入戴き提出して戴きます。記入する際は、久里浜駐屯地ホームページに掲載する「保健所からの徹底」（横須賀市保健所作成）及び「食品等販売の際の注意事項等について」をよくご確認の上、ご記入下さい。

### ⑥久里浜駐屯地納涼祭出品リスト

この出品リストを基に、保健所に申請をします。その際、保健所指導により販売が制限される場合がある事をご了承下さい。（保健所申請予定日：5/22（水））

### 提出期限

令和6年5月13日（月）17時必着

①～⑤の提出期限とは異なりますので、ご注意願います。

提出先：

〒239-0828

神奈川県横須賀市久比里2丁目1-1

陸上自衛隊システム通信・サイバー学校総務部総務課総括班

担当 加藤

お問い合わせ先：

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

電話番号046-841-3300（内線：252）

求積図

# 誓約書

私又は当社は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

### 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印





駐屯地立入者名簿

No.	姓名 (姓)	姓名 (名)	別名 (姓)	別名 (名)	生年月日	性別	職業・勤務先	郵便番号	住所

当日、駐屯地内に立ち入りをされる方を全てご記入下さい。また、名簿に追加・修正等があった場合は速やかに再提出お願い致します。



経 由	通学第 号
	令和 年 月 日
	陸上自衛隊システム通信・サイバー学校長

記入しないで下さい→

使用許可申請書

令和5年 月 日

防衛省所管国有財産部局長  
南 関 東 防 衛 局 長 殿  
(東部方面総監経由)  
(陸上自衛隊通信学校長経由)

申請者

住所 〒 -  
氏名 (代表者)

会社・屋号等所在地

社 印  
(ない場合は代表者の印)

印

国有財産使用許可申請書

会社・屋号等名及び代表者氏名

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産の口座名及び所在地
  - (1) 口座名 陸上自衛隊久里浜駐屯地
  - (2) 所 在 神奈川県横須賀市久比里2丁目1番1号

2 使用しようとする財産の区分、種目、構造及び数量

- (1) 区分及び種目 土地 (敷地)
- (2) 構造及び数量 m<sup>2</sup>

記入しないで下さい。

併せて提出戴く求積図を確認後、官側で記入いたします。

3 使用しようとする理由

駐屯地納涼祭行事における来隊者へのサービス提供のための臨時売店として使用

4 用途及び利用計画

駐屯地の年度計画行事に基づく臨時売店の開設

5 使用しようとする期間

令和6年7月24日 (水)

6 その他参考となるべき事項

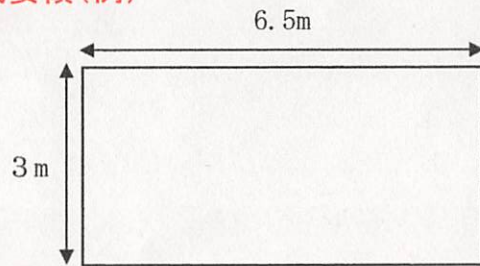
使用料については、指示のとおり。

添付図面

- 1 案内図 官側で記入いたします。
- 2 位置図 官側で記入いたします。
- 3 求積図 記載要領参照 (提出書類になります。)

## 求積図

### 記載要領(例)



使用面積

$$3 \times 6.5 = 21 \text{ m}^2$$

(20㎡基準)

- ・国有財産使用料の算出に使用しますので、正確な数字をお願いします。  
(手書きでも可)
- ・ゴミ箱をテント等の外に設置する場合は、その分の求積図もご記入ください。  
(テント等の内側であれば記載の必要はありません。)
- ・発電機やコード等を外に設置する場合は、その分の求積図もご記入ください。  
(テント等の内側であれば記載の必要はありません。)
- ・発電機 長さ×奥行      コード 長さ×直径      で計算してください。
- ・線と文字等は重ねないようにご注意ください。

## 食品等販売の際の注意事項等について

区 分	注意事項等	補足説明
全 般	前日調理（仕込み）の禁止	調理は必ず当日現地で実施
全 般	食材の加工（キャベツの千切り、肉のカット等）禁止	調理をする際は、包丁を入れる作業をしない。
全 般	原則、加熱調理（ジュース、かき氷等を除く。）とする。	十分な加熱をし、作り置きはしない。
かき氷	トッピングはシロップのみ。練乳やフルーツのトッピングは不可	フルーツが缶詰でも不可。シロップも市販されている常温販売されているもののみ。（手作りシロップも不可）
チョコバナナ	バナナはカットせずに使用し、チョコレートソースをかける商品のみ可。トッピングは一切不可。	チョコレートスプレー（カラフルな細かいチョコ）のトッピングも不可
クレープ	チョコレートソース・クリームは常温販売されているもののみ使用可能。フルーツやツナ、野菜も使用不可	フルーツは缶詰であっても不可
焼きそば	卵（目玉焼き等）の使用は不可	他にも全般の注意事項を確認